

証券コード 7804
2022年1月12日

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
株式会社ビーアンドピー
代表取締役社長 和田山 朋 弥

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び株主様の安全確保のために、株主総会へのご来場をお控えいただくことをご検討いただき、書面送付による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

書面送付による事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年1月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第36期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第4号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事項に含まれております。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ・本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/>）

【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会においては、下記の対応を実施させていただく予定です。本総会へのご出席をご検討されている株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本総会にご出席される株主の皆様におかれましては、開催当日の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、受付での検温やアルコール消毒液使用のご協力のお願いなど、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

発熱があると認められる方、体調不良と思われる方については、入場の制限などの措置を講じさせていただく場合がございます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年11月1日から  
2021年10月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が継続しており、一部の地域において緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が適用されました。ワクチン接種が進んでおり経済の回復が期待されますが、一方で、海外における感染拡大、半導体不足、原油価格の上昇といった問題もあり、いまだ先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は引き続き従業員の安全を確保し、柔軟な時差出勤の実施、在宅勤務の一部実施等の各種感染防止策を実行した上で、お客様からの信頼にお応えするべく、営業体制・制作体制の両方の維持継続を図ってまいりました。

販売促進用広告制作については、第1四半期会計期間においては新型コロナウイルス感染症の影響による売上落ち込みが続きましたが、第2四半期に入ってから回復基調となりました。また、生活資材・製品制作については、ホテルの壁紙の受注等により順調に売上を伸ばすことができました。

一方、「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルへの挑戦として、当事業年度より新たにデジタルサイネージ事業、インターネット通販サポート事業を開始いたしました。デジタルサイネージについては、大阪本店と東京本社にショールームを開設し、第2四半期会計期間から販売を開始いたしました。さらに、3月には株式会社ピースリーと業務提携契約を締結し、インテリア市場に向けたデジタルサイネージの展開への道筋がつけました。今後の事業拡大に向けて引き続きお客様に積極的な提案を行ってまいります。インターネット通販サポートについては、第3四半期会計期間から営業を開始し、来期からの本格展開に向けて積極的な営業活動を行っております。

また、生産のオートメーション化を推進するためのソフトウェアを導入し、生産の効率化に向けて取り組みました。

8月には東京本社を移転し、東京事業部の営業部門とニコール事業部の営業部門を新東京本社に統合いたしました。また、東京事業部の生産部門とニコール事業部の生産部門を横浜ファ

クトリー（ニコール事業部を増床のうえ改称）に集約いたしました。これにより首都圏エリアにおける営業機能の強化と生産体制の効率化が実現し、今後の事業拡大と収益性向上を図ります。

さらに、10月29日付けで当社株式の上場市場が東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第二部へ市場変更されました。「リアル領域」と「デジタル領域」を融合させたビジネスモデルを構築することにより、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。

以上の結果、売上高は2,549,241千円（前年同期比4.4%増加）となり、営業利益は、市場変更に関連する一時的な費用が発生したものの、コスト意識が定着し経費削減に努めたため、222,122千円（前年同期比6.9%増加）となりました。経常利益は、東京本社との移転に係る補償金41,250千円や新型コロナウイルス感染症対策関連の補助金を営業外収益に計上したことにより、271,291千円（前年同期比28.2%増加）となり、当期純利益は189,604千円（前年同期比35.0%増加）となりました。

売上高につきましては、第2四半期以降は回復基調となり、第3四半期まではほぼ想定どおりに進捗しましたが、第4四半期については緊急事態宣言の延長等により当初想定していたほどの回復には至りませんでした。この結果、売上高、営業利益については期初想定を下回りましたが、経常利益、当期純利益については期初想定を上回る結果となりました。

（単位：千円）

| 区分        | 前事業年度<br>(自 2019年11月1日<br>至 2020年10月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年11月1日<br>至 2021年10月31日) | 前年同期比 (%) |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|
| 販売促進用広告制作 | 2,009,753                                | 2,043,627                                | 101.7     |
| 生活資材・製品制作 | 431,600                                  | 505,613                                  | 117.1     |
| 合計        | 2,441,353                                | 2,549,241                                | 104.4     |

（注）当事業年度より、販売区分を一部見直し、従来販売促進用広告制作に区分していたアミューズメント施設等への売上を生活資材・製品制作に区分しております。なお、前事業年度については変更後の区分に組み替えた数値を記載しております。また、デジタルサイネージ及びインターネット通販サポートについては売上が僅少であるため、販売促進用広告制作に含めております。

なお、当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の経営成績の記載はしていません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、コストダウン・生産性・品質向上を目的としたインクジェットプリンターの更新等の16,207千円及び東京本社移転に伴う設備投資36,130千円であり、2019年7月の増資資金及び自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 33 期<br>(2018年10月期) | 第 34 期<br>(2019年10月期) | 第 35 期<br>(2020年10月期) | 第 36 期<br>(当事業年度)<br>(2021年10月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 2,407,247             | 3,011,486             | 2,441,353             | 2,549,241                        |
| 経 常 利 益(千円)     | 553,353               | 426,218               | 211,631               | 271,291                          |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 543,562               | 311,120               | 140,412               | 189,604                          |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 271.78                | 149.36                | 61.05                 | 82.44                            |
| 総 資 産(千円)       | 2,451,557             | 3,160,344             | 3,025,312             | 3,191,643                        |
| 純 資 産(千円)       | 1,825,441             | 2,588,562             | 2,613,975             | 2,752,979                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 912.72                | 1,125.46              | 1,136.51              | 1,196.95                         |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第34期から会計監査人を設置し、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき監査を受けております。なお、第33期につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査を受けた数値を記載しております。

3. 当社は、2018年1月11日開催の第32期定時株主総会決議において定款の一部変更を行い、決算日を10月20日から10月31日に変更しております。このため、第33期の事業年度は2017年10月21日から2018年10月31日までとなっております。

4. 当社は、2018年4月20日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症は収束に至っておらず、新たな変異株の発生が報じられる中、国内企業の販売促進活動は抑制的であり、イベント・展示会関係に対しても一定の制限が継続し、完全な回復には時間を要することが考えられます。そうした中でも国内経済は回復基調にあり、当社の事業領域である販売促進用広告の分野においても状況が好転するものと考えております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との受注獲得競争が続き、それに伴う価格競争の激化などの影響を受け、経営環境は厳しさを増すものと考えます。こうした課題に向けて、当社は従来のインクジェットプリント事業を軸としつつ、2021年10月期より開始した新規事業を成長させることにより、「リアル領域」と「デジタル領域」の融合を進めてまいります。

当社の主力事業であるインクジェットプリント事業においては、事業拠点である大阪、東京、横浜の各エリアの営業部門において顧客対応・目標達成・育成・管理の各面での営業力の強化を図ります。名古屋、福岡の両拠点では、景気の回復に合わせて新規顧客の開拓を加速させるとともに、設備の増設による生産体制の強化を行います。また、インテリア内装分野を強化するべく、デジタル壁紙やガラスフィルム等の商材を全国に展開いたします。さらに、対面営業での受注に加えてWEBによる全国からの受注に応えるため、ECサイトを全面リニューアルし、売上拡大を図ります。

生産体制については、高利益体質を構築するべく、原価低減や設備導入、業務の自動化による生産性向上に取り組みます。

2021年10月期より開始した新規事業のうち、デジタルサイネージ事業については、2022年10月期に入り大型受注を獲得することができ、また、従来のハード機器の販売に加えてCMSによる映像配信システムの導入提案を積極的に進め、売上拡大を目指します。インターネット通販サポート事業については、ネットショップの運営サポートに加えて、インクジェットプリント事業の既存顧客に対してWEBプロモーションの支援を開始し、売上拡大を目指します。これに伴い、インターネット通販サポート事業の名称をデジタルプロモーション事業に変更いたします。

また、今後の当社のさらなる成長及び企業価値の向上を実現させるには、M&A戦略が非常に重要と考えており、M&Aに関する各種調査を積極的に行い、具体的に計画を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年10月31日現在)

| 事業区分          | 事業内容                                                                                |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| インクジェットプリント事業 | S P ツール・P O P パネル、大判ポスター大量大判印刷、屋外看板用塩ビシート、屋外懸垂幕ビルボード、リボード什器・展示台、昇華転写、インテリア、3 D プリント |

なお、当事業年度より、従来のインクジェットプリント出力による製品販売の経験を活用して、販売促進用広告分野及びインテリア内装分野におけるデジタル技術に対応したデジタルサイネージ事業を開始しております。また、リアルとデジタルの販売促進をトータルでサポートするべく、インターネット通販サポート事業を開始しております。いずれも事業の立ち上げ段階であり、業績に与える影響は軽微だと想定しておりますが、将来的にはインクジェットプリント事業に次ぐ事業に成長させてまいります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年10月31日現在)

| 名称       | 所在地                            |
|----------|--------------------------------|
| 大阪本店     | 大阪市西区江戸堀 2-6-33 江戸堀フコク生命ビル 3 F |
| 東京本社     | 東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM東八重洲ビル 1 F  |
| 横浜ファクトリー | 横浜市神奈川区守屋町 3-9 4号棟             |
| 名古屋営業所   | 名古屋市中村区名駅 5-21-8 船入ビル 1 F      |
| 福岡営業所    | 福岡市博多区博多駅前 4-20-23 セントラルビル 215 |

2021年8月に東京本社を移転し、東京事業部の営業部門とニコール事業部の営業部門を新東京本社に統合いたしました。また、東京事業部の生産部門とニコール事業部の生産部門を横浜ファクトリー（ニコール事業部を増床のうえ改称）に集約いたしました。

(7) 従業員の状況 (2021年10月31日現在)

| 従業員数      | 前期末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 173名 (5名) | 10名減 (2名減) | 35.1歳 | 7.7年   |

(注1) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(注2) 当社はインクジェットプリント事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

- (8) **主要な借入先の状況**（2021年10月31日現在）  
該当事項はありません。

- (9) **その他会社の現況に関する重要な事項**  
特記すべき事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,300,000株
- (3) 株主数 1,660名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                                                                                             | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 英 知 興 産 株 式 会 社                                                                                                                                                   | 1,270千株 | 55.21%  |
| 吉 岡 裕 之                                                                                                                                                           | 113     | 4.91    |
| 池 谷 誠 一                                                                                                                                                           | 72      | 3.13    |
| 松 井 秀 紀                                                                                                                                                           | 68      | 2.95    |
| 富 安 理 之                                                                                                                                                           | 51      | 2.23    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社                                                                                                                                               | 46      | 2.00    |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社                                                                                                                                           | 44      | 1.94    |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>COMPANY FOR STATE STREET BANK<br>INTERNATIONAL GMBH,LUXEMBOURG<br>BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS :<br>C L I E N T O M N I O M 2 5 | 35      | 1.56    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                                                                                                                   | 27      | 1.20    |
| ビ ー ア ン ド ピ ー 従 業 員 持 株 会                                                                                                                                         | 26      | 1.16    |

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年10月31日現在）

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                              |
|------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 2018年9月27日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 70,000個                                      |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 70,000株<br>(新株予約権 1 個につき 1株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 1,080円<br>(1 株当たり 1,080円)       |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 2021年10月21日から<br>2028年9月20日まで                |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | (注) 1                                        |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 6,000個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 2名 |
|                                                | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 900個<br>目的となる株式数 900株<br>保有者数 1名     |
|                                                | 監 査 役               | —                                            |

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

2. 株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年10月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名                    | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                  |
|---------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 和 田 山 英 一              | 経営全般                                                                                     |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 和 田 山 朋 弥              | 経営全般                                                                                     |
| 取 締 役 専 務     | 小 林 恒 文                | 全事業部統括                                                                                   |
| 取 締 役         | 清 水 明                  | 経営管理本部長                                                                                  |
| 取 締 役         | 西 端 雄 二                |                                                                                          |
| 取 締 役         | 伊 藤 寛 治                | 飛島建設株式会社特別顧問                                                                             |
| 常 勤 監 査 役     | 峯 垣 真 介                |                                                                                          |
| 監 査 役         | 野 村 祥 子<br>(戸籍名：鈴木 祥子) | 弁護士<br>堂島法律事務所 パートナー弁護士<br>株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社神戸物産 社外取締役<br>シノプフーズ株式会社 社外監査役 |
| 監 査 役         | 鳥 山 昌 久                | 公認会計士・税理士<br>公認会計士・税理士 鳥山事務所 所長<br>株式会社ブレイク・フィールド社 社外監査役<br>株式会社アクティブアンドカンパニー 社外監査役      |

- (注) 1. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏は、経営者としての豊富な経験を有しております。監査役野村祥子氏は弁護士として法務に関する相当程度の知見を、また、監査役鳥山昌久氏は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西端雄二及び伊藤寛治の両氏、監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額については株主総会で決議された報酬限度額や個々の職責と実績に基づき決定しております。

2016年8月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（定款で定める取締役の員数は10名以内。当該臨時株主総会終結時点は4名。当事業年度末現在6名）、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内（定款で定める監査役の員数は5名以内。当該臨時株主総会終結時点は3名。当事業年度末現在も3名）と決議いただいております。

なお、2019年12月9日開催の臨時取締役会において、当社取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会の設置を決議し、2020年1月29日に設置しております。

当事業年度の各取締役の固定報酬については、代表取締役社長和田山朋弥が原案を作成し、報酬諮問委員会の審議と答申を経たうえで、取締役会で承認して決定しております。各監査役の固定報酬については監査役の協議により決定しております。役員賞与につきましては、当事業年度は新型コロナウイルス感染症による業績への影響を考慮して支給しておりません。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会で十分に審議されていることから、取締役会としては当社の方針に沿うものと判断して承認しております。

なお、報酬諮問委員会において役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行った結果、2021年12月に次頁の方針を決定し、2022年1月に役員退職慰労金制度を廃止したうえで新たに業績連動報酬を導入する予定であり、本第36期定時株主総会において関連する議案を付議いたします。

(2021年12月20日開催の当社取締役会において定めた取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針)

・役員報酬の基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとする。

- (1) 当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- (2) 株主利益と連動したものであること
- (3) 報酬の決定プロセスが客観性、透明性の高いものであること
- (4) 各取締役の役割や職責に加えて、世間水準及び当社の業績・財務状況に見合ったものであり、かつ、従業員給与とのバランスに配慮したものであること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（業績報酬）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、世間水準及び当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績報酬として、株主総会後の会社が定めた日に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて設定・見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬とする。

・基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数について審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて承認して決定する。

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------------|------------|-----------------------|
| 取締役 西 端 雄 二<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名) | 87,600千円<br>(4,800千円) |
| 監査役 伊 藤 寛 治<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 7,980千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)          | 9名<br>(4名) | 95,580千円<br>(8,400千円) |

(注) 当事業年度に係る報酬等の額は全て基本報酬（固定報酬）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤寛治氏は、飛鳥建設株式会社の特別顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役野村祥子氏は、堂島法律事務所のパートナー弁護士、株式会社神戸物産の社外取締役、株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）及びシノブフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鳥山昌久氏は、公認会計士・税理士鳥山事務所の所長、株式会社ブレイク・フィールド社及び株式会社アクティブアンドカンパニーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 西 端 雄 二 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 取締役 伊 藤 寛 治 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく助言等を期待したところ、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 野 村 祥 子 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。              |
| 監査役 鳥 山 昌 久 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。        |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PWC 京都監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけ  
ており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%  
を目安として安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実  
施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりま  
す。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については  
取締役会であります。

第36期の期末配当につきましては、1株当たり31円の配当を予定しております。今後につきま  
しても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保  
資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとし  
ております。

# 貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部           |           |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産   | 2,930,504 | 流 動 負 債           | 309,917   |
| 現金及び預金    | 2,331,333 | 買掛金               | 133,476   |
| 受取手形      | 71,966    | 未払金               | 36,504    |
| 電子記録債権    | 87,385    | 未払費用              | 25,260    |
| 売掛金       | 404,432   | 未払法人税等            | 41,772    |
| 商品        | 116       | 未払消費税等            | 25,321    |
| 仕掛品       | 2,530     | 預り金               | 17,290    |
| 原材料       | 7,424     | 賞与引当金             | 25,000    |
| 前払費用      | 24,945    | リース債務             | 4,349     |
| その他       | 370       | その他の              | 941       |
| 固 定 資 産   | 261,139   | 固 定 負 債           | 128,747   |
| 有形固定資産    | (86,897)  | 役員退職慰労引当金         | 120,479   |
| 建物        | 48,066    | 資産除去債務            | 7,777     |
| 機械及び装置    | 443,521   | リース債務             | 490       |
| 車両運搬具     | 632       |                   |           |
| 工具、器具及び備品 | 10,204    | 負 債 合 計           | 438,664   |
| リース資産     | 29,697    | 純 資 産 の 部         |           |
| その他       | 2,501     | 株 主 資 本           | 2,752,979 |
| 減価償却累計額   | △447,726  | 資 本 金             | 286,000   |
| 無形固定資産    | (41,991)  | 資 本 剰 余 金         | 276,000   |
| ソフトウェア    | 7,156     | 資 本 準 備 金         | 276,000   |
| のれん       | 24,426    | 利 益 剰 余 金         | 2,190,979 |
| 顧客関連資産    | 10,408    | 利 益 準 備 金         | 2,500     |
| 投資その他の資産  | (132,250) | その他利益剰余金          | 2,188,479 |
| 出資金       | 60        | 別 途 積 立 金         | 840,000   |
| 敷金        | 80,491    | 繰越利益剰余金           | 1,348,479 |
| 長期前払費用    | 1,743     | 純 資 産 合 計         | 2,752,979 |
| 繰延税金資産    | 49,955    | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,191,643 |
| 資 産 合 計   | 3,191,643 |                   |           |

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年11月1日から)  
(2021年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,549,241 |
| 売 上 原 価                 | 1,548,126 |
| 売 上 総 利 益               | 1,001,115 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 778,993   |
| 営 業 利 益                 | 222,122   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 0         |
| 受 取 補 償 金               | 41,385    |
| 補 助 金 収 入               | 8,000     |
| 雑 収 入                   | 103       |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 320       |
| 経 常 利 益                 | 271,291   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 2,464     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 268,827   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 72,404    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 6,818     |
| 当 期 純 利 益               | 189,604   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月16日

株式会社ビーアンドピー  
取締役会 御中

PwC京都監査法人  
京都事務所

|                   |       |     |       |
|-------------------|-------|-----|-------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 若 山 | 聡 満 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 浦 上 | 卓 也 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアンドピーの2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月20日

株式会社ビーアンドピー監査役会

常勤監査役 峯 垣 真 介 ㊟

社外監査役 野 村 祥 子 ㊟

社外監査役 鳥 山 昌 久 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第36期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金31円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は71,300,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年1月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社では本第36期定時株主総会終結時より、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、さらなるガバナンスの強化を図ることといたしました。従前、取締役の役付を定款に定めておりましたが、今後は、会長、社長等の役付取締役を廃止するとともに、執行役員の役付を定めるため、所要の変更を行うものであります。併せて、定款第13条第1項及び第2項の誤字を訂正いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (招集権者及び議長)<br>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって <u>取締役社長</u> が招集する。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ <u>取締役会</u> において定めた順序により、他の取締役が招集する。<br><br>② 株主総会においては、 <u>取締役社長</u> が議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ <u>取締役会</u> において定めた順序により、他の取締役が議長となる。<br><br>(代表取締役及び <u>役付取締役</u> )<br>第22条 (条文省略)<br>② (条文省略)<br>③ <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u><br>(新 設) | (招集権者及び議長)<br>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会決議によって <u>代表取締役社長執行役員</u> が招集する。 <u>代表取締役社長執行役員</u> に事故があるときは、あらかじめ <u>取締役会</u> において定めた順序により、他の取締役が招集する。<br><br>② 株主総会においては、 <u>代表取締役社長執行役員</u> が議長となる。 <u>代表取締役社長執行役員</u> に事故があるときは、あらかじめ <u>取締役会</u> において定めた順序により、他の取締役が議長となる。<br><br>(代表取締役及び <u>執行役員</u> )<br>第22条 (現行どおり)<br>② (現行どおり)<br>③ <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選定する。</u><br><br>④ <u>取締役会は、執行役員の中から社長を1名選定するほか、会長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員を各若干名選定することができる。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<br/> <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長執行役員</u>が招集し、議長となる。<br/> <u>代表取締役社長執行役員</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> |

**第3号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件  
当社の取締役の報酬限度額は、2016年8月29日開催の当社臨時株主総会において、年額200,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は1.3%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は13%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年12月20日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は4名となります。

## 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額と

ならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

#### 第4号議案 取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬体系を見直し、2021年12月20日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、取締役和田山英一氏、和田山朋弥氏、小林恒文氏及び清水明氏並びに監査役峯垣真介氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、在任期間に応じた額に一定の功労金を加算した総額145,450千円を役員退職慰労金制度廃止に伴い打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、具体的な方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本件は、事業報告に記載の取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に沿って、報酬諮問委員会にて審議し、また、監査役については監査役の協議を経ており、必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、本議案は、第3号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名       | 略 歴                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 和 田 山 英 一 | 1985年10月 当社設立 代表取締役社長<br>2016年10月 当社代表取締役会長<br>2019年11月 当社取締役会長（現任）              |
| 和 田 山 朋 弥 | 2010年10月 当社取締役<br>2011年11月 当社取締役常務<br>2014年11月 当社取締役専務<br>2016年10月 当社代表取締役社長（現任） |
| 小 林 恒 文   | 2002年 2月 当社取締役常務<br>2016年10月 当社取締役専務（現任）                                         |
| 清 水 明     | 2016年 8月 当社取締役（現任）                                                               |
| 峯 垣 真 介   | 2018年 1月 当社常勤監査役（現任）                                                             |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



## 交通

- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
- 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分  
27号出口（地下道直結）
- 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分

## お願い

当社専用の駐車場はございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮ください。